

企画提案書評価審査基準

業務委託名：日本語・学習支援業務委託（西・北エリア）

1 受託者の特定

本業務委託の受託者は、企画提案者の厳正な審査を行い令和８年度日本語・学習支援業務委託（西・北エリア）評価委員会（以下、「評価委員会」）において特定する。

2 評価方法

（１）評価委員会の各委員は、提出された企画提案書の内容を審査し次の評価項目について採点する。

評価項目	主な評価内容	配点
1 企業・団体概要	浜松市教育委員会直近の営業所及びスタッフ体制は十分か。 外国人児童生徒への教育支援に対する企業理念、実績はどの程度か。	10 点
2 業務内容の理解度	業務に対する理解は十分か。	20 点
3 業務の計画案	本委託に関する計画案は十分か。 指導者の人数は適切か。	20 点
4 指導者の採用体制	指導者の採用基準や採用方法は整っているか。	10 点
5 指導者の研修	内容や回数は十分か。	20 点
6 指導者の管理体制	学校等からの要望・苦情の把握・対応方法は十分か。 法令順守のための取り組みは十分か。 欠勤、遅刻への対応は整っているか。	10 点
7 危機管理体制	トラブルへの対応は十分か。	10 点
合計		100 点

8 社会貢献活動等に係る認証等の有無	・浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 ・浜松市消防団協力事業所の認定 ・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 ・健康経営優良法人の認定（経済産業省） ・浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 ・浜松市企業のCSR活動表彰	左記に該当する事業所の場合、1つで3点。複数で5点の加点。
--------------------	--	-------------------------------

【審査基準】

配点	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
10 点	10 点	8 点	5 点	3 点	0 点
20 点	20 点	16 点	10 点	6 点	0 点

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は 945 点とする。（評価委員 1 人あたりの点数 105 点×評価委員 9 人）

- 3 各評価委員の採点の合計点 567 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。なお、委員に欠席があった場合は配点（105 点）に欠席者を除いた人数を乗じて得られた点数の 60%を最低基準点とする。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「2 業務内容の理解度」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1) も同点の場合は、評価項目「5 指導者の研修」が高い者を上位とする